



平成 20 年 4 月 25 日

各 位

会社名 富士紡ホールディングス株式会社  
代表者名 取締役社長 中 野 光 雄  
(コード番号：3104 東証第一部)  
問合せ先 常務取締役 三 木 康 史  
(Tel： 03-3665-7612)

### 内部統制システム構築の基本方針改定に関するお知らせ

当社は、反社会的勢力排除に向けた基本的考え方を明確にするため、平成20年4月25日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を一部改定することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、変更箇所は下線で表示しており、その他の部分につきましては変更ございません。

#### 記

#### (1) 取締役並びに使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社役員並びに使用人は、コンプライアンスの強化を経営の重要課題と認識し、健全経営による持続的発展を目指しつつ、企業価値を高めることでお客様、従業員、取引先、株主、投資家等ステークホルダー及び社会から信頼されるよう、全社的な推進基盤として「富士紡グループ行動憲章」を制定し、法令遵守はもとより、社会規範・企業倫理を守り、社内規則に則った運営を行う。
- ② コンプライアンス委員会を設置し、継続的な研修などを通じて全社的な法令遵守体制の確立と統括を図る。
- ③ 違反行為については再発防止の措置と適正な処分を行う。また、内部牽制制度や社内外のルートによる企業倫理ホットライン制度を設け、問題の未然防止やその早期発見と適切な対応を行う。
- ④ 経営諸活動の遂行状況を公正かつ独立の立場で監査し、経営目標の効果的な達成に寄与することを目的として、業務監査室を設置する。
- ⑤ 反社会的勢力からの不当要求に対しては、毅然とした態度で臨む。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書取扱規程ほか社内規則に基づき、その保存媒体に応じ適切に記録・保存・管理する。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、リスク管理を経営戦略の重要事項と位置付け、リスク運営規則等の基本方針を定めて業務運営で発生する各種リスクを正しく認識し、適切に管理することにより

経営の健全性と安定収益の確保を図る。

- ② 会社全体のリスク管理状況を把握・管理する体制を構築するため、専門部署としてリスク管理委員会を設置しリスクマネジメントを実施する。

**(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ① 執行役員制度の機能を進め、経営の執行と監視の区分を更に明確にする。
- ② 事業年度に係る責任の明確化および事業環境変化への迅速な対応を図るべく、取締役の任期を1年とし、毎年の株主総会において取締役に対する株主の評価を確認する。

**(5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ① 関係会社運営規則に基づき、子会社の適切な経営管理を行っていく。また、子会社に対し業務監査室による内部監査を実施し、その子会社の内部統制の有効性と妥当性を評価し、内部統制レベルの向上を図る。
- ② 主要な子会社については当社常勤監査役が監査役に就任して監査を行い、業務の適正を確保する。
- ③ 当社及び関係会社の内部統制の仕組みを見直すとともに、業務プロセスの文書化・評価、リスクコントロール並びに内部統制強化のための教育を推進することを目的とした内部統制推進室を設置し、これを軸としてグループ構成員の協力のもと、内部統制システムの更なる整備を進める。

**(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制**

現在、監査役の職務の補助は経営管理部員が行っているが、監査役が必要とした場合、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととする。

**(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項**

監査役スタッフとして使用人を配置した場合、人事異動及び考課については事前に常勤監査役に報告を行い、了承を得ることとする。

**(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

- ① 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、法令に従い直ちに監査役に報告する。
- ② 取締役は、取締役会、経営会議、財産管理委員会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況を報告する。

**(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他外部専門家を独自に起用することができる。

以上